

(平成28年9月30日の「審決」に対する反論である)
平成29年1月3日提出の「準備書面」の要旨

【準備書面の構成】 準備書面の頁

第1 審決の理由に対する認否 1頁

第2 原告の主張 1頁～62頁

(争う項目第1)

審決 [第3当審の判断1理由1 (36条6項2号) について (2) 判断]
に対する反論 1頁～16頁

- (1) 1頁～2頁
- (2) (中流から上流に至る場所にある石や岩) 2頁～4頁
- (3) (岸边にある大きな石や岩) 4頁～5頁
- (4) (コンクリート護岸について) 5頁
- (5) (土石流や土砂崩れで発生した土砂の流下と特別に大きな石や岩) 6頁
- (6) (様々に異なる、石や岩の大きさとその形) 6頁～7頁
- (7) (河川上流中流の土砂流下に関わる自然現象の規則性) 7頁
- (8) (請求項の記述について1) 7頁～8頁
- (9) (請求項の記述について2) 8頁～9頁
- (10) (請求項の記述について3) 9頁～10頁
- (11) (大きめの石や岩を見つけることの容易性) 10頁
- (12) (請求項の記載を数値的方法にした場合) 10頁～11頁
- (13) (自然界の事物を認識する) 11頁～12頁
- (14) (糖度計の場合) 12頁～13頁
- (15) 審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論 13頁～15頁
 - (15のA) 審決 [(2) 判断 ア] に対する反論その1 13頁～14頁
 - (15のB) 審決 [(2) 判断 ア] に対する反論その2 14頁
 - (15のC) 審決 [(2) 判断 イ] に対する反論 14頁
 - (15のD) 審決 [(2) 判断 オ] に対する反論 14頁～15頁
 - (15のE) 審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論の付言1 15頁
 - (15のF) 審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論の付言2 15頁
- (16) (争う項目第1) の結語 15頁～16頁

【準備書面の構成】

準備書面の頁

(争う項目第2)

審決 [第3当審の判断1理由1 (36条6項2号) について (3) 請求人の主張] (同書4頁1行目～7頁7行目) に対する反論	16頁～27頁
(1) [ア意見書 (8の2) について] に対する反論	16頁
(2) [イ意見書 (8の3) について] に対する反論	16頁～17頁
(3) [ウ意見書 (8の4) について (ア)] に対する反論	17頁
(4) [ウ意見書 (8の4) について (イ)] に対する反論	17頁～18頁
(5) [エ意見書 (8の5) について] に対する反論	18頁～19頁
(6) [オ意見書 (8の6) について] 及び [カ意見書 (8の7) について] に対する反論	19頁～27頁
(6のA) [オ意見書 (8の6) について] に対する反論	19頁～20頁
(6のB) [カ意見書 (8の7) について] に対する反論	20頁～21頁
(6のC)	21頁
(6のD)	22頁～24頁
(6のE)	24頁
(6のF)	24頁～25頁
(6のG)	25頁～26頁
(6のH)	26頁～27頁
(6のI)	27頁
(7) (争う項目第2) の結語	27頁

(争う項目第3)

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (1) 請求項に係る発明] に対する反論	28頁～35頁
(1)	28頁～29頁
(2)	29頁
(3)	29頁～31頁
(3のA)	30頁
(3のB)	30頁～31頁
(3のC)	31頁
(4)	32頁～34頁
(4のA)	32頁～33頁
(4のB)	33頁～34頁
(4のC)	34頁
(5) (争う項目第3) の結語	34頁～35頁

【準備書面の構成】

準備書面の頁

(争う項目第4)

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (2) 判断] の [イ 引用発明1を主引用発明として検討する]

に対する反論 35頁～40頁

- (1) 35頁～39頁
 - (1のA) 35頁
 - (1のB) 35頁～37頁
 - (1のC) 37頁～38頁
 - (1のD) 38頁～39頁
 - (1のE) 39頁
- (2) 39頁
- (3) 40頁
- (4) 40頁
- (5) (争う項目第4) の結語 40頁

(争う項目第5)

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (2) 判断] の [ウ 引用発明2を主引用発明として検討する]

に対する反論。 40頁～44頁

- (1) 40頁～43頁
 - (1のA) 41頁
 - (1のB) 41頁～43頁
 - (Bのイ) (Bのロ) (Bのハ)
- (2) 43頁
- (3) 43頁～44頁
- (4) (争う項目第5) の結語 44頁

(争う項目第6)

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について] の [(3) 請求人の主張について] に対する反論 44頁～55頁

- (1) [ア意見書 (9の1) について] に対する反論 44頁
- (2) [イ意見書 (9の2) について] に対する反論 44頁～45頁
- (3) [ウ意見書 (9の3) について] に対する反論 45頁～46頁
- (4) [エ意見書 (10の1) について] に対する反論 46頁
- (5) [オ意見書 (10の2) について] に対する反論 46頁

(6) [カ意見書 (10の3) について] に対する反論	46頁
(7) [キ意見書 (10の4) について] に対する反論	47頁～51頁
(7のA)	47頁
(7のB)	47頁
(7のC)	47頁～48頁
(7のD)	48頁～50頁
(Dのイ) (Dのロ) (Dのハ) (Dのニ) (Dのホ) (Dのヘ)	
(7のE)	50頁
(7のF)	50頁～51頁
(8) [ク意見書 (11の1) について] 及び [ケ意見書 (11の2) ～ (11の3) について] に対する反論	51頁～55頁
(8のA)	51頁～52頁
(8のB)	52頁
(8のC)	52頁～53頁
(8のD)	53頁～54頁
(8のE)	54頁～55頁
(9)	55頁

(争う項目番外編)

審決の記述中に「自然現象と称する」との記載があることについて

55頁～60頁

(1)	55頁～56頁
(2)	56頁
(3)	57頁～58頁
(4)	58頁
(5)	58頁～59頁
(6)	59頁
(7)	59頁～60頁
(8)	60頁

(争う項目第7)

[第4むすび] に対する反論及び、本願請求人のむすび 60頁～62頁

(1)	61頁
(2)	61頁
(3)	61頁～62頁
(4)	62頁

【準備書面の記述内容】

準備書面の頁

第1 審決の理由に対する認否 1頁

平成28年11月8日提出の「訴状」に、その認否を記述しています。

第2 原告の主張 1頁～62頁

原告の主張を（争う項目第1）～（争う項目第7）（争う項目番外編）に分けて記述しています。

（争う項目第1） 1頁～16頁

審決〔第3当審の判断1理由1（36条6項2号）について（2）判断〕

（同書2頁32行目～3頁最終行）に対する反論を、（1）～（16）に分けて記述しています。

（1） 1頁～2頁

本願発明は、河川上流中流における土砂流下現象を長年に亘り観察することによって見出した規則性を元に新たに考案した発明です。しかしながら、「審決」の記述内容は、現実には生じているそれらの自然現象を理解していない、或いは誤解していることによる記述であると考えられます。

ですから、「審決」に対する反論の前に、本願発明の基礎になっている河川上流中流における土砂流下現象の規則性について記述することによって、本願発明の成り立ちとその明瞭性の問題の所在を明らかにします。

それらの記述の後に、審決〔（2）判断 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、〕に対する反論を記述します。

（2）（中流から上流に至る場所にある石や岩） 2頁～4頁

石や岩の多い河川では上流になるほど石や岩の大きさが大きくなっています。この現象は多くの人に知られている現象です。この現象は流れの傾斜と水量の違いによって、それぞれの場所ごとに侵食と堆積の程度が異なることによって生じています。

大きな石や岩は流下し難く小さな土砂は流下し易いのです。それぞれの場所の大きな石や岩は規模の大きな増水の時にしか移動しないのに対して、小さな土砂は良くある小規模な増水の時でも下流へ向かって移動している事が多いのです。

上流になるほど石や岩の大きさが大きくなる現象は、長い年月の間に生じた幾度もの増水によってもたらされたもので、石や岩の多い河川の全てで見ることができる現象です。また、河川のそれぞれの場所での土砂の大きさの変化の仕方は、大きな石や岩から小さな土砂に至るまで連続的であるのが普通です。

(3) (岸辺にある大きな石や岩)

4頁～5頁

石や岩の多い河川では、流れの中より岸辺に大きな石や岩があることが普通です。自然状態の流れの岸辺を保持して水流の場所を維持しているのは、岸辺にある大きめな石や岩です。それらの石や岩は岸辺に整然と並んではいませんが岸辺近くに多くあるのです。

大きな石や岩は規模の大きな増水の時にだけ移動して、流れの弱い岸辺近くに至った時にその岸辺近くに止まります。岸辺にある大きな石や岩は強い水流を弱めたりその方向を変えたりしています。大きな石や岩が岸辺に集中していることは多くありませんが、岸辺の所々に存在してそれらの間に小さな石や岩が堆積している事は多く見られます。岸辺に大きめな石や岩があることによって、小さな石や岩も流れの中に止まり易くなります。

これらの考え方は、本願明細書(書証甲1)の【0004】【0005】【0010】～【0012】でも記述しています。

(4) (コンクリート護岸について)

5頁

コンクリート護岸は、岸辺の大きな石や岩を容易に流下させてしまいます。そして、岸辺の大きな石や岩が周囲の小さな土砂の流下を妨げていた仕組みも失われてしまいます。コンクリート護岸の建設によるこれらの現象の発生は、建設直後には知られませんが、年月が経過するにしたがってそれが明らかになり、その程度も深化していきます。

コンクリート護岸の岸辺が、その周囲の大きな石や岩を流下させてしまう現象は、河川上流でその岸辺が岸壁になっている場所で生じている現象と同じ現象です。

これらの事は、本願明細書(書証甲1)の【0002】～【0005】でも記述しています。

(5) (土石流や土砂崩れで発生した土砂の流下と特別に大きな石や岩) 6頁

河川上流中流には、上述(2)(3)(4)以外にも土砂流下の現象があります。河川の上流や中流では、時折、土石流や土砂崩れが発生します。土石流や土砂崩れで一時に河川に流れ込んだ大量の土砂の大部分は、通常の土砂流下現象によって下流部に移動しますが、巨大過ぎる石や岩は河川敷や流れの中に取り残されます。

河川のそれぞれの場所にある石や岩の大きさの変化の仕方は連続していますが、それらの巨大な石や岩は、その連続性から離れて大きい事が多いのです。

(6) (様々に異なる、石や岩の大きさとその形) 6頁～7頁

河川上流や中流にある石や岩は、その形や大きさが様々に異なっています。これらの石や岩は、そのそれぞれに来歴が異なっているからです。

上述(2)～(5)で説明した、それぞれの現象に見る石や岩の大きさの変化やその形の変化も一律なものではありません。それぞれの河川ごとに、それぞれの場所ごとにその変化の仕方が異なっているのが普通です。

(7) (河川上流中流の土砂流下に関わる自然現象の規則性) 7頁

上述した河川上流中流の土砂流下に関わる自然現象は、河川それぞれの場所における個々の自然現象として多くの人に知られていましたが、本願請求人がそれを明らかにするまでは、全体として規則性があるものとして系統立てて説明されることはありませんでした。

つまり、上述の河川上流中流の土砂流下に関わる自然現象の規則性は、今までに無かった新しい考え方です。本願請求人はそれらの考え方をWEB上に公開しています。

本願発明は、上述(2)～(6)の自然現象に基づき考案したものです。これらの事は、本願明細書(書証甲1)の【0008】【0009】及び【0013】～【00021】でも記述しています。

(8) (請求項の記述について1) 7頁～8頁

請求項の記述の中「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」の箇所を説明しています。

岸辺の大きな石や岩を流下させてしまったコンクリート護岸であっても、杭を設置して大きな石や岩の流下を防げば、岸辺を水流と侵食から守ることが出来ます。その周囲では小さな土砂が堆積しやすくなって自然の岸辺を回復します。

コンクリート護岸によってその周囲の土砂が流下し易くなったとしても、上流になるほど石や岩の大きさが大きくなる現象は変わりません。大きな石や岩ほど流下し難い現象も変わりません。ですから、本願発明の記述内容も問題なく成立します。

請求項において、厳密にその大きさを規定した大きい石や岩でなく「～付近にある中で大きめの石や岩～」と記述しているのは、それらの自然の石や岩の大きさを厳密に計測して数値に表現するのが困難だからです。

これらの事情は上述(2)～(6)に記述しているとおりです。

(9) (請求項の記述について2) 8頁～9頁

請求項の記述の中「～石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、～」を説明しています。

この箇所では、請求項中に後述の「～上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰き止め、その場にとどめる～」ために設置する杭の、それぞれの間隔について記述しています。

上流から流下して来る石や岩を「杭」によって堰き止めようとするのには、複数の杭の間隔を目標とする石や岩の大きさよりも少し狭くすれば良いのです。本願発明では、杭と杭の間隔だけでなく、杭とコンクリート護岸のとの間隔もその考慮の対象としています

(10) (請求項の記述について3) 9頁～10頁

請求項の記述の中「～なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」の箇所を説明しています。

大きな石や岩が流下移動する増水時には、それらより小さな土砂も流下し続けています。上述の記述は、大きめな石や岩が堰き止められる前にそれらより小さな土砂が杭によって堰き止められて、後から流下して来る大きな石や岩の堰き止めに妨げてしまう事を避けるものです。

最初に岸辺に堰き止められる石や岩は、大きめな石や岩でなければなりません。大きめな石や岩が堰き止められれば、その上流側にはそれよりも小さな土砂も堰き止められることとなります。

上述(8)(9)(10)の記述内容は、上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなる現象に対応しています。ですから、本願発明は石や岩の多い河川の中流から上流までほとんどの場所に対応できる発明となっています。

上述(8)(9)(10)の記述内容は、本願明細書(書証甲1)の【0013】～【0016】、【0022】～【0026】、【図1】、【図2】、【図3】においても明瞭に示されています。

(11) (大きめの石や岩を見つけることの容易性) 10頁

流れの中や河川敷にある大量で様々な大きさの石や岩の中から、それぞれの場所での大きめな石や岩を見つけることは容易な事です。小さな石や岩はずっと多くありますが、大きな石や岩はよく目立つのです。ですから、上流ほど石や岩が大きくなる現象も誰でも容易に知ることが出来ます。

しかも、請求項の記述は、河川敷に多くある石や岩の中の最も大きな石や岩ではなく「大きめな石や岩」としていますから、それらの石や岩を見つけ出すのは容易な事です。

上述(2)～(10)の説明と、本願明細書(書証甲1)の【0013】～【0

【016】、【0022】～【0026】、【図1】、【図2】、【図3】によって、本願発明の記述内容が判然としないとの判断が間違いであることが容易に理解して頂けると思います。

(12) (請求項の記載を数値的方法にした場合) 10頁～11頁

本願発明の請求項の石や岩の大きさに関わる記述の仕方を、工業製品のように数値によって記述すれば、それは、特定の河川の特定の場所の特定の時期における設置例を説明していることになり、技術としての汎用性が無くなってしまいます。本願発明のように、石や岩の多い河川であれば何処にでも適用できる技術ではなくなるのです。

石や岩の大きさを工業技術的に数値によって表現しないこと自体が新しい考え方であり、新しい技術であることを証明していると考えられます。

(13) (自然界の事物を認識する) 11頁～12頁

自然界に存在している様々な事物の大きさや形状や性質を判断し、他と比較するのは容易な事ではありませんが、人間はその知恵と経験によってそれを可能にしています。その例として宝石の採掘の現場について記述しています。

宝石の採掘現場に限らず、科学的研究の現場や日常の様々な事柄においても、目で見て物事の可否やその状態を判断していることは多くの人が承知していることです。

本願発明で現場での判断力を重視しているのは、コンクリート護岸建設以前には岸辺の様相が多様性に富んでいたからであり、それらを取り戻すためにはそれぞれの現場ごとにその多様性を取り戻さなければならないと考えるからです。

(14) (糖度計の場合) 12頁～13頁

現在の科学技術では、自然にある石や岩の大きさを、工業製品のように数値をもって容易に形容する或いは他と比較することは実現されていません。

この記述では、糖度計の出現以前でも果物やお菓子の甘さを比較することは、誰でもが容易に成し遂げていたことを説明しています。

糖度計が無かった時代であっても、果物やお菓子の甘さは誰でもが容易に判断出来ました。同様に、自然の河川にある石や岩の大きさを数値によって示すことが出来なくても、それらの石や岩の大きさを比較することは誰にでも可能なことです。

(15) 審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論 13頁～15頁

(15のA) 審決 [(2) 判断 ア] に対する反論その1 13頁～14頁

審決 [(2) 判断 ア] (同書3頁3行目～6行目) には以下の記述があります。

「～付近にある石や岩のうち、大きめとしている石や岩は、どの程度まで大きい物を規定しているか不明である。したがって、大きめの石や岩は、他の大きめでないとする石や岩とは、その大きさにおいて線引きが出来ず、その意味する所が明確でない。」

この記述に対する反論は、前述 [(8) (請求項の記述について1)] に記述しているとおりであり、その記述内容は、意見書(書証甲6)の[(7の3) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と請求項の記述(その3)]と同じ内容です。

本願発明の構造物を設置する場所が決まれば、大きな石や岩の大きさは定まってしまう。河川では上流になるほど石や岩の大きさが大きくなる現象があるので、河川のそれぞれの場所に様々な大きさの石や岩があったとしても、その中の大きな石や岩の大きさには、それぞれの場所ごとに限度があるのです。

(15のB) 審決 [(2) 判断 ア] に対する反論その2 14頁

審決 [(2) 判断 ア] (同書3頁2行目～3行目) には以下の記述があります。

「～付近にある石や岩の大きさは、それぞれ計測することによって容易に判断できるが～」

この記述は、審判官が現実の河川や河川敷の状況を全く理解していないことを示すものです。

第一に、河川や河川敷には手に取って計測できる石や岩よりも出来ない石や岩の方が多いのです。

第二に、様々な形の石や岩のどの部分をどのように計測すると言うのでしょうか、そして、どのように大きさを決定するのでしょうか。また、その重量を計測することも極めて困難です。

上述の審判官の記述は、現実を無視した机上の考え方であり間違いです。

(15のC) 審決 [(2) 判断 イ] に対する反論 14頁

審決 [(2) 判断 イ] (同書3頁11行目～12行目) には以下の記述があります。

「～一本の杭に引っかかるだけでその場にとどまる事もあり得るから～」

この問題については、意見書(書証甲6)(8の4)において丁寧に説明しています。「審決」の記述はそれを無視しています。本願請求人の主張に反論できないままに、それを無視した記述を行うのは明らかな間違いです。

(15のD) 審決 [(2) 判断 オ] に対する反論 14頁～15頁

審決 [(2) 判断 オ] (同書3頁26行目～129行目) には以下の記述があります。

「なお、出願当初の特許請求の範囲には「・・・複数の杭を適度な間隔をおいて埋設して、・・・と記載されているように、そもそも該間隔には、石や岩との大きさの関係において明確な定義は存在せず、その意味は不明である。」

これはとんでもない記述です。既に「手続補正書」（書証甲 2）によって削除されている記述内容を持ち出して、本願発明を特許として認めないとする論述の一部としているのです。

上述の記述が特許法に適応しているとは到底考えられません。上述の記述は明らかな間違いです。

（15のE）審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論の付言 1 15 頁

審決 [(2) 判断 ア～カ] の記述は、意見書（書証甲 6）（7の1）～（7の8）の記述を全く無視しています。本願請求人は、それらの記述で、請求項に記載の「杭」とその間隔の問題について丁寧に説明しています。それらをお読み頂ければ、「杭」とその間隔の問題については容易にご理解頂けるはずだと考えています。

本文書で既述の（8）～（10）の説明は、意見書（書証甲 6）の内容を簡便に説明したものです。

（15のF）審決 [(2) 判断アイウエオカ] に対する反論の付言 2 15 頁

本願請求人は、意見書（書証甲 6）[(8の4) 拒絶理由通知書 [理由 1]] に対する反論（その4）（Cの2）] において、拒絶理由通知書（書証甲 5）[理由 1] の記載内容が論理的に矛盾している事を説明しています。この説明では、審判官が杭の間隔の事柄を十分に理解しているのにも拘らず、それが不明であると主張している矛盾を指摘しています。

しかし、審決 [(2) 判断 アイウエオカ] では、拒絶理由通知書の矛盾した記載内容に全く触れることなく、本願請求項の内容が不明確であると主張しています。これは明かに間違いであり、不正な主張であると言えます。

（16）審決 [第3当審の判断1理由1（36条6項2号）について（2）判断] に対する反論の結語 15 頁～16 頁

上述（争う項目第1）（1）～（15）に記述しましたように、本願発明の請求項の記述は明瞭でありますから、審決 [第3当審の判断1理由1（36条6項2号）について（2）判断] は成り立ちません。したがって、審決 [第2当審拒絶理由 [理由 1]] も間違いです。

(争う項目第2) 16頁～27頁

審決〔第3当審の判断1理由1(36条6項2号)について(3)請求人の主張〕(同書4頁1行目～7頁7行目)に対する反論を、(1)～(7)に分けて記述しています。

(1)〔ア意見書(8の2)について〕に対する反論 16頁

審決〔ア意見書(8の2)について〕(同書4頁7行目～11行目)には以下の記載があります。

「～当該(5の1)、(5の2)、(7の3)及び(7の4)の記載は、請求人が知り得た自然現象と称するものを説明したものであって、石や岩の大きさを規定する説明ではない。したがって、付近にある石や岩のうち、どの程度の大きさのものを「大きめ」と規定するのか依然不明である」

上記引用文中、(5の1)、(5の2)、(7の3)及び(7の4)の記載は、本願請求人が河川上流中流の土砂流下現象の中からその規則性を見出して説明したものであり、「石や岩の大きさを説明するもの」ではありません。「石や岩の大きさを規定する説明」は、請求項の記述自体がそれに該当します。

「付近にある石や岩の大きさは」上流に至るほど大きくなるのであって、それぞれの場所にある石や岩の大きさには、それぞれの場所ごとに大きさの上限があるので、本願発明を設置する場所が定まれば「付近にある石や岩の大きさは」もおのずから定まります。

(2)〔イ意見書(8の3)について〕に対する反論 16頁～17頁

審決〔イ意見書(8の3)について〕(同書4頁24行目～26行目)には以下の記載があります。

「当該主張によれば「付近にある中で大きめの石や岩」は、「大きめ」ではない「石や岩」との区別が不要であるかのようにみられ、「付近にある中で大きめの石や岩」の定義を説明したものではない。」

意見書(8の3)の記述は、「付近にある中で大きめの石や岩」の定義を説明したものではありません。その記述は、「付近にある中で大きめの石や岩」の大きさの区別を厳密に行う必要が無いことを説明したものです。

本願発明は、大きめの石や岩の大きさを厳密に選別することを要求して、それを目的とする施設ではありません。本願発明は、その大きさや形状が画一的ではない様々な形状で似通った大きさの自然の石や岩を、杭によって堰き止めようとしているのに過ぎません。

(3) [ウ意見書(8の4)について(ア)]に対する反論 17頁

審決[ウ意見書(8の4)について(ア)](同書5頁7行目～12行目)には以下の記載があります。

「～当該主張では、杭の間隔を規定しても、～「その場にとどまる事が出来る程度」がどの程度であるのかを説明するものではない。」

この記述は、杭の間隔が数値的に厳密に規定されていない事を指摘しているものと考えられます。杭の間隔は、付近にある中の大きめの石や岩の大きさによって定まるのであって、付近にある中の大きめの石や岩の大きさを厳密な数値として定めることが出来ない以上、杭の間隔もまた、厳密な数値としては定まりません。これらのことは、上記(2)にも記述しています。

(4) [ウ意見書(8の4)について(イ)]に対する反論 17頁～18頁

審決[ウ意見書(8の4)について(イ)]この項目は、前述(争う項目第1)(15のC)で記述した、1本の杭の問題に関わる記述です。この記述は、「拒絶理由通知書」[理由1]に記載された1本の杭の問題について意見書(書証甲6)で反論を行ったことに対する、再度の反論です。

審決[ウ意見書(8の4)について(イ)]では、本願請求人の意見書(書証甲6)での反論の一部を認めています。新たに小さな石や岩が1本の杭にとどまった場合を設定して、「その場にとどまる事が出来る程度」が不明確であると主張しています。

小さな石や岩が1本の杭に止まったとしても、大きな石や岩が1本の杭にとどまった場合と同じく、河川の長い時間の経過を考えれば何の問題もないことです。

(審決6頁10行目～11行目)には次の記載があります。

「～該例外事項が存在すること自体が、石や岩がとどまるかどうかの条件が不明であることを示すものである。」

ある事柄において、ある前提事項があるからそれに対する例外事項も生ずるのであって、前提事項が無い場合には例外事項も発生しないのです。このことを考えると、前述引用文の言うように、例外事項があるから前提が不明であるとの論理が成り立つとは考え難いのです。

言い換えると、審判官は「石や岩がとどまるかどうかの条件」を明確に理解していたからこそ、本願請求人が考えもしなかった「該例外事項」を考案することが出来たのではないのでしょうか。

したがって、[ウ意見書(8の4)について(イ)]の主張は間違いです。

(5) [エ意見書(8の5)について]に対する反論 18頁～19頁

この項目では、本願請求人の意見書(書証甲6)に対して、幾つもの事柄を取り上げて反論をしています。それらを整理すると、意見書の(7の5)及び、明

細書の説明及び図面をもってしても、「小さい石や岩が最初に止まる事のない間隔」が不明確であると主張していると考えられます。

本願明細書（書証甲1）の【図1】【図2】【図3】には、杭によって止められた石や岩の上流側には、杭によって止められた石や岩によって、小さな石や岩が止められている事が明示されています。「小さい石や岩が最初に止まる事のない間隔」とは、これらの状況を実現させるための、杭と杭の間隔を説明する記述です。

大きな石や岩が下流へと移動する時には、小さな石や岩も大量に流下しています。ですから、大きな石や岩が堰き止められる前に、小さな石や岩が堰き止められてしまえば、大きな石や岩が堰き止められるのを妨げることになります。

このような事態を防いで、最初に大きな石や岩を止めることが出来れば、大きな石や岩が安定的に岸边にとどまり、それによってその他の土砂もその周囲にとどまる事が出来るようになります。

（6）[才意見書（8の6）について] 及び [カ意見書（8の7）について] に対する反論 19頁～27頁

（6のA）[才意見書（8の6）について] に対する反論 19頁～20頁

審決 [才意見書（8の6）について]（同書6頁26行目～32行目）には以下の記載があります。

「請求人は、「特許3297906号」を挙げて、本願請求項1に記載された「石や岩の大きさ」も明確である旨、主張するが、本願請求項1に記載された発明と特許3297906号とは別発明であって、その特許請求の範囲と発明の詳細の説明の記載が異なるものであるから、発明の明確性の判断において、両者を同様のものとする理由にはならず、本願請求項1に記載された「石や岩の大きさ」が明確である理由とはならない。」

上述の記載には明らかな誤りがあります。

本願請求人の意見書（8の6）での記述は、「石や岩の大きさ」が明確である理由を述べたものではありません。また、「～本願請求項1」に記載された「石や岩の大きさ」が明確である理由～」を主張するものでもありません。

本願請求人の意見書（8の6）での記述は、既に特許とされている（書証甲7）「特許3297906号」の請求項の記載と、本願発明の請求項の記述とを比較して、前者が特許とされて後者が特許を認められない事は矛盾であると主張するものです。

言い替えると、本願請求人の意見書（8の6）は、拒絶理由通知書（書証甲5）に記載された [理由1] の記述が二重基準になっている事を主張するものです。ですから、上記引用文の審決の記載は、請求人の主張に対して真摯に対応したのではなく、本願請求人の主張を誤魔化そうとした不誠実なものです。

(6のB) [カ意見書(8の7)について] に対する反論 20頁～21頁

審決 [カ意見書(8の7)について] (同書6頁34行目～7頁7行目) には以下の記載があります。

「請求人は上記(8の6)の主張に関し、当審拒絶理由において一言の言及もないことを主張するが、そもそも、拒絶理由通知書等においては、少なくともその拒絶理由が出願人・請求人に理解できる程度の記載されていればよいものであって、既になされた請求人の全ての主張に対して逐一言及することが求められるものではない。また、上記オで述べたとおり、「特許3297906号」と本願請求項1に記載された発明とは別発明であって、発明の明確性の解釈も、それぞれの発明ごとに違うものであるから、上記(8の6)の主張に対する説明を、拒絶理由等に記載すべきものではない。」

審決のこの記述には明らかな事実誤認があります。

本願請求人は、平成27年3月13日の審判請求書(書証甲4)において、既に特許とされている「特許3297906号」(書証甲7)に言及して、本願発明の特許審査が二重基準によるものであることを5頁に亘って主張しています。

しかし、平成28年3月29日の拒絶理由通知書(書証甲5)においては、二重基準に関する言及は全くありませんでした。ですから、本願請求人は意見書(書証甲6)の(8の6)及び(8の7)において、二重基準の問題について再び主張しました。

したがって、上記引用文の主張は全くの誤りです。

(6のC) 21頁

上記(6のA)と(6のB)からの引用文には、言及した以外にも大きな問題点があります。

(6のD) 22頁～24頁

この記述では、本願発明の請求項の記述と、河川に設置する砂防堰堤の発明である「特許3297906号」の請求項の記述とを比較して、二重基準の実際を説明しています。

本願発明と特許3297906号の発明は、共に、発明による障害物を設置することによって自然の石や岩を或いは石礫を堰き止める構造を持っています。

本願発明では川床に設置した杭によって、特許3297906号では縦長のスリット部に設置した複数の横梁によって、上流から流下する石や岩または石礫を堰き止めます。両者共に、杭あるいは横梁の間隔によって、堰き止め或いは流下させる石や岩または石礫の大きさが異なる構造を持ち、共に、その間隔の適否によって発明の効果が異なることが予想されます。

本願請求人が問題としているのは、石や岩あるいは石礫を堰き止める間隔についてそれぞれの請求項の記述です。本願発明では、それを「～付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩がとどまることもない間隔を～」としています。

特許3297906号では、「～該横梁の上下方向の間隔が、前記スリット部の下段においては当該ダムに到達すると予測される石礫の最大径の1.0ないし1.5倍に、上段ないし中断においては当該ダムに到達すると予測される石礫の平均径の1.0ないし1.5倍に選定され、～」とされています。

前者は、付近にある中の石や岩の中から大きめの石や岩を選べば間隔が定まります。後者は、ダムに到達することが予測される石礫の最大径と平均径を知らなければ間隔は定められません。

また、後者の請求項には以下の記述もあります。「～土石流や洪水の発生時の土砂の一時的な大量流出や巨礫の流出を抑制することができるようにしたコンクリートスリットダムにおいて、～」

つまり、横梁の間隔は、将来発生する土石流や洪水によって流下して来ることが予測される石礫の大きさによって決定されるのです。

前者は、河川や河川敷を観察できる人であれば誰でもが容易に判断出来ることであり、後者では、未来に発生する出来事で生じることが予想される石礫の大きさを判断しなければなりません。両者を比較すれば、本願発明の請求項の記述の方が明瞭であり明確であることは明らかです。

したがって、特許3297906号が特許とされているのならば、本願発明が特許とされるのは当然であると考えます。本願発明がその請求項の記述内容が不明であると判断されて特許を認められないならば、本願発明の審判において明らかな二重基準が存在していることとなります。

ここに記述した考え方は、審判請求書（書証甲4）に記載した内容と同じであり、また、意見書（書証甲6）に記載した内容と同じです。つまり、それらの記述は、本願発明と特許3297906号の発明の請求項には、両者共に似かよった特徴があること、そして、その明瞭性の問題において、前者がその特許を認められなくて後者が特許とされているのは矛盾している事を主張しています。

(6のE)

24頁

ここでは(6のC)の記述に戻って、(6のA)での審決からの引用文の論理展開が誤りであり、出鱈目なまやかしの弁論であることを説明しています。

引用文中の「～別発明であって、その特許請求の～詳細な説明の記載が異なるものであるから～」の部分は、特許の審査における一般論を記述したものであり問題はありません。

続く「～発明の明確性の判断において、両者を同様のものとする理由にはなら

ず～」では、前述の一般論が、本願発明と特許3297906号の明確性の問題に切り替わってしまった記述になっています。

ここでの記述は、上述（6のD）で指摘した、本願発明と特許3297906号の共通性は全く無視されています。また、この「～発明の明確性の判断において、両者を同様のものとする理由にはならず～」の記述では、請求項の記述以外にも何らかの別の判断基準があるかのようです。

しかも（6のA）の引用文の最後は「～本願請求項1に記載された「石や岩の大きさ」が明瞭である理由とはならない。」で終わっています。最後の論理展開もまた、それまでの論理とは別の方向に進んでしまっています。

（6のA）での審決の引用文は、本願請求人の二重基準の主張に対して誠実に反論したものではありません。このことは「（6のA）に記述していることと同様です。

（6のF）

24頁～25頁

ここでも（6のC）の記述に戻って、（6のB）での審決からの引用文の論理展開が誤りであり、出鱈目なまやかしの弁論であることを説明しています。

（6のB）で引用した審決の記述では、「～「特許3297906号」と本願請求項1に記載された発明とは別発明であって、発明の明確性の解釈も、それぞれの発明毎に違うものであるから～」として、誰にでも容認できる一般論を記述しています。

続く「上記（8の6）の主張に対する説明を～すべきものではない。」では、意見書（8の6）の主張を取り上げながら、本願発明と「特許3297906号」の共通性を全く無視した記述になっています。

この引用文で「～別発明であって、発明の明確性の解釈も、それぞれの発明毎に違うものであるから～」と主張するならば、現実に存在する石や岩と、未来の何時か出現する石礫とを比較して認識することが何故に出来なかったのでしょうか。全く不可解な主張です。

最後の「～説明を、拒絶理由等に記載すべきものではない。」の記述も、やはり前述（6のE）と同様に論理展開を別方向に進めて分を結んでいます。

（6のB）の引用文も、本願請求人の二重基準の主張に対して真摯に反論したものではありません。

（6のG）

25頁～26頁

審決の記述[才意見書（8の6）について]でも[カ意見書（8の7）について]でも本願請求人の意見書が主張した二重基準の問題に対して何ら明確な反論を記述していません。

上述の記述では本願請求人の指摘を全く無視して、それぞれの請求項の比較を

行うことなく、その他の理由によって本願発明の明瞭性が欠けているがごとき主張になっています。

特許の審査において、審査の中心となるのは請求項の記述です。その発明を他の発明と比較する時でもその比較の中心となるのは請求項の記述です。

「特許 3 2 9 7 9 0 6 号」の請求項の明瞭性は、本願発明の明瞭性に比べて明らかに劣っています。

何故にして、請求項の記載内容の明瞭性が劣る発明が特許として認められ、明瞭性が勝った発明が特許として認められないのでしょうか。本願請求人が求めているのは、この事実に対する説明です。

(6のH)

26頁～27頁

「特許 3 2 9 7 9 0 6 号」の発明は、その請求項の明瞭性において本願発明よりも劣っていると考えていますが、その特許の認可が間違えていたとは考えていません。

既に(争う項目第1)(6)(8)(11)～(14)に記述しましたように、河川における石や岩の大きさを適切に表現することは困難な事であるので、「特許 3 2 9 7 9 0 6 号」の請求項は、その記述方法以外には記載出来なかったと考えるからです。

(6のI)

27頁

本願請求人は、本願発明と「特許 3 2 9 7 9 0 6 号」との比較において、特許法の定めるところと同様に、その請求項の記述内容をそれぞれに比較しました。

その比較の結果、本願発明の審査には二重基準が存在していることが明らかになりました。しかしながら、「審決」では、指摘した二重基準の説明を行うことなく本願発明が明瞭性に欠けていると主張しています。

本願請求人の審判請求書(書証甲4)の主張が、拒絶理由通知書(書証甲5)において全く顧みられることなく、「審決」において誤った主張がなされていることから、この誤った主張はただの誤りではなく、誤りであることを承知しながら主張した誤り、すなわち不正な行為であったと判断されます。

(7)

27頁

上述(争う項目第2)(1)～(6)までに記述しましたように、審決[第3当審の判断1理由1(36条6項2号)について(3)請求人の主張]は誤りです。したがって、審決[第2当審拒絶理由[理由1]]もまた誤りです。

(争う項目第3)

審決〔第3当審の判断2理由2(29条1項3号)または理由3(同条2項)について(1)請求項に係る発明〕に対する反論 28頁～35頁

(1) 28頁～29頁

審決〔第3当審の判断2理由2(29条1項3号)または理由3(同条2項)について(1)請求項に係る発明〕に対する反論の(同書7頁8行目～25行目)では、以下のように記述しています。

本願請求項の記述「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まる事もない間隔」の構成が不明確であるので、一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔」を意味するものとして、本願請求項を認定して、新規性と進歩性を検討する。としています。

本願請求項を本来の記載と異なった内容に書き替える事は、拒絶理由通知書(書証甲5)でも同じ内容で行われています。これに対して、本願請求人は、意見書(書証甲6)において反論し、「特許審査の方法を無視した誤りであり、特許法の規定にも全く反している事は明らかです。」と主張しました。

(2) 29頁

上記、本願請求人の意見書(書証甲6)の主張に対して、「審決」では以下のように記述しています。

「しかしながら～不明確な発明特定事項を補足認定して、便宜的に新規性や進歩性を判断することは、特許の審査の進め方として、何ら問題がないというべきである。」(同書17頁33行目～最終行)

「しかしながら～請求項の記載が不明瞭な場合、合議体で発明を補足認定して、便宜的に新規性や進歩性を判断することは、特許の審査の進め方として何ら問題がない。(同書18頁28行目～30行目)

本願請求人は、手元の特許法の解説文書を調べましたが、上記内容に該当する記載を見つけ出すことができませんでした。しかしながら、この状況は、本願請求人の勉強不足によるものである可能性があると考えられます。後学のために、上記の方法を認めた条文、判例、規則集などを書証としてご教授下さい。

(3) 29頁～31頁

上述(1)(2)の本願請求人の主張は、本願請求人の誤った考え方である可能性が考えられます。そうだとした場合(1)(2)に記載した審判官の判断は、やは

り特許法に反した主張だと考えられます。

特許法では、発明の認定を請求項の記載に基づいて行うのが原則であり、その記載内容が明確でない場合において、明細書及び図面の記載を考慮して判断することになっています。

このことは同時に、発明の認定において、請求項の記載及び明細書及び図面の記載を離れて行ってはならない事を意味しています。

ですから、「請求項1の記載が不明確である」としても、その不明確な箇所をまず明細書及び図面において確認しなければなりません。また「補足認定」としても、請求項、明細書、図面の記載内容を離れてはなりません。

これらの事を考えると、請求項の記載内容に対する「補足認定」は明らかに間違いであると判断します。その理由は以下の三つです。

(3のA)

30頁

本願発明は、河川では上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなる事と、その現象を多くの人が承知している事を前提としています。

岸边にある大きな石や岩が水流やその他の土砂の移動にも影響を与えている事は、本願明細書(書証甲1)【0010】～【0012】や既述(争う項目第1)(2)～(7)にも記述しています。

上述の事が理解できているならば、「付近にある中で大きめな石や岩」の意味も容易に理解できるはずですが、この文言は、文字通りに解釈すれば良いのです。

したがって、「補足認定」は不必要な仮定であり間違っているといえます。

(3のB)

30頁～31頁

「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まる事もない間隔」が請求項において明確に判断できなかったとしても、その内容は本願明細書(書証甲1)【0013】～【0016】、【0023】～【0026】【図1】【図2】【図3】で容易に確かめることができます。

本願明細書(書証甲1)のそれらの図の示すところでは、設置した杭によって図中の大きな石や岩が堰き止められ、その堰き止められた大きな石や岩の上流側に、それよりも小さな石や岩が堰き止められていることが明らかです。ですから、前述の請求項の書き換えが誤りであることも明白です。

審決が主張するところの本願請求項の不明な箇所が、明細書(書証甲1)の示すところによって明確なものであることは、既述(争う項目第1)(8)～(10)においても記述しています

(3のC)

31頁

審決の言う「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔」との記述は、本願発明の請求項、明細書、図、のどこにも見当たらない記述であり、それに該当する記載内容もどこにもありません。

審判官が「補足認定」すること自体が正しいものであったとしても、その「補足認定」する内容が、請求項、明細書、図面、の記載内容を逸脱したものであってはならないのです。

上述の審判官の記述は、請求項、明細書、図面、の記載内容を逸脱したものであり、特許審査の原則に反した記述です。

(4)

32頁～34頁

審判官が「補足認定」した内容には、上述した幾つかの事柄よりも重要だと考えられる問題があります。

(4のA)

32頁～33頁

審判官の「補足認定」の前提となっているのは、[第3 当審の判断1理由1 (36条6項2号) について (2) 判断 カ] の記載内容です。(審決3頁31行目～34行目) には以下の記述があります。

「～請求項1に記載される「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まる事もない間隔」は、どの程度の間隔であるのか不明であるから、発明の範囲が明確ではない。」

つまり、「審決」では、本願発明の請求項に記載の範囲が明確ではないから、本願請求項1に係る発明を新たに認定して、新規性及び進歩性を検討すると表明しています。

ですから、新たに認定された請求項の記述は、当然解り易くなっているはずで、不明確も訂正されているはずで、それでなければ、わざわざ新たな言い替えをする必要はありません。

(4のB)

33頁～34頁

そこで、新たに認定された請求項の記述について検討してみます。

本願発明の請求項の本来の記述では、設置する杭と杭の間隔の基準となる石や岩の大きさについて、「付近にある中で大きめの石や岩」と説明しています。

この、杭と杭の間隔となる石や岩の大きさは、河川上流や中流の流れや河川敷を観察すれば誰にでも理解できる事柄であり、それら石や岩に関わる現象は多くの人に既に良く知られた自然現象です。

これに対して、新たな言い替えでの場合では、杭と杭の間隔の基準となる石や岩の大きさは、「ある程度の大きさの石や岩」になります。「ある程度の大きさの

石や岩」とは、どのような大きさを示すのでしょうか。この表現から記述された石や岩の大きさを具体的に理解することは困難です。

新たな言い替えの場合では、杭と杭の間隔の基準となる石や岩の大きさが、皆目見当が付かなくなっています。これでは、「～がその場にとどまる事のできる程度の間隔」も全く理解できません。

つまり、新たに認定した言い換えでは、請求項の明確性が本来の記述よりも失われています。というよりも、全く無くなってしまいました。

(4のC)

34頁

明確性が欠けている事を理由に、新たな記述を仮定したのにも拘らず、かえって明確性を失う結果になっています。審判官はウソをついています。審判官が、明確性が欠けている事を理由に、新たな記述を仮定したのはウソでした。

裁判の第一審と等しい価値を持つ審判において、ウソをついて人を欺く行為がなされたことの責任は重大です。このことについて、特許庁の責任ある方による公式の見解が表明されることを望みます。

上述(3)(4)に記述しましたとおり、審判官による請求項の新たな言い替えは全くの不正です。

(5) 審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (1) 請求項に係る発明] に対する反論の結語 34頁～35頁

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (1) 請求項に係る発明] (審決7頁8行目～25行目) に記述した主張は、上述(争う項目第3)(1)～(4)の記述から明らかなように、全くの誤りであり、不正です。

したがって、誤った仮定を前提とした[(2)判断]以降の記述も全て誤りです。

(争う項目第4)

審決 [第3当審の判断2理由2 (29条1項3号) または理由3 (同条2項) について (2) 判断] の [イ 引用発明1を主引用発明として検討する] に対する反論 35頁～40頁

(1)

35頁～39頁

審決 [イ 引用発明1を主引用発明として検討する。(ア) 対比 a] (審決15頁13行目～27行目) の記述では、本願発明と引用発明1とのあいだに4つの共通点がある事を主張しています。以下にそれらについて説明します。

(1のA)

35頁

第一の共通点。審決には以下の記述があります。引用発明1の内容において、本願発明が「岸辺から川の中央に向かって」「複数の杭を埋設」することと共通している。この指摘は問題ありません。

(1のB)

35頁～37頁

第2の共通点。審決には以下の記述があります。引用発明1の松杭2の間隔は、本願発明の「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事が出来る程度の間隔」で共通している。この主張は間違いです。

文中の「ある程度の大きさの石や岩～」の請求項の仮定も間違いですが、ここではそのまま論述を進めます。

引用発明1の請求項のいずれの記載においても、杭は根固めブロックに穿孔された杭孔に打ち込むことを前提にしています。杭孔を持つ根固めブロックは緩連結されますから、事前に形成される根固めブロックの敷設後に杭孔の位置を変更することは出来ません。ですから、引用発明1では、それぞれの工事現場で杭と杭の間隔を自由に決定調整することができません。

本願発明では、上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなる現象に対して容易に対応出来ますが、引用発明1ではそれに対応することが大変に困難です。

したがって、審決が第2の共通点とした主張は間違いです。また、この反論は、前述の誤った仮定が適正なものであったとしても成り立つ事柄です。

(1のC)

37頁～38頁

第3の共通点。審決には以下の記述があります。引用発明1の「松杭2を打ち込んで」「上の石3が移動しないようにして」いることは、本願発明の「大きな石や岩を」「設置して、その場にとどめること」と共通している。この主張も間違いです。

引用発明1の【請求項1】【請求項4】の記載からは、打ち込んだ杭の目的の一つとして、石の移動を防ぐ事が明らかです。しかし、引用発明1においては、多数の石を、杭と杭の間隔によって堰き止めることを意味する記述はどこにもありません。また、引用発明1のいずれの図においても、杭と杭の間隔の効果によって石を堰き止めている事は表現されていません。

したがって、審決が第3の共通点とした主張は間違いです。また、この反論も、誤った仮定が適正なものであったとしても成り立つ事柄です。

(1のD)

38頁～39頁

第4の共通点。審決には以下の記述があります。引用発明1の「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する、河川水制工法」は、本願発明の「新たな岸を形成

して、それらを護岸の構成部分として機能させる」「護岸の方法」と共通している。この主張も間違いです。

引用発明1の【請求項6】の記載には「～河川の土砂を自然に堆積させて岸と連続した自然の洲を形成し、～」とありますから、引用発明1が岸と繋がった洲を形成する事を目指している事は間違いありません。しかし、引用発明1の場合では、この考え方は成立し得ない事柄です。

本願発明は、石や岩が多くある河川上流中流での工事方法の発明です。ですから、石や岩の多い河川での土砂流下の規則性に従った仕組み或いは構造を持っています。

それに対して、引用発明1には河川のどのような場所での工事方法であるかを明確に説明した記述はありません。そして、本願発明のように土砂流下の規則性に従った仕組み或いは構造は考慮されていません。

ですから、引用発明1を石や岩の多い場所に対応させた場合では「～河川の土砂を自然堆積させて岸と連続した自然の洲を形成し～」現象が生じるとは考え難いのです。

つまり、岸边近くに石や岩をとどめたとしても、その石や岩の大きさがその場所にとっての適切な大きさでなければ、その石や岩がとどまり続けることは無く、その石や岩の周囲にその他の土砂が新たに堆積することも無いのです。

(1のE)

39頁

引用発明1の【請求項6】にある、「～河川の水際近くの浅瀬に所定距離離して複数箇所施工し～」の記載も本願発明には存在しない事柄です。本願発明では、設置する発明の構造物を所定距離離す必要はありません。また、発明の構造物を複数個施工する必要もありません。したがって、審決が第4の共通点とした主張は間違いです。

以上、審決が取り上げた4つの共通点のうち3つは、その主張が間違いでした。ですから、審決[イ 引用発明1を主引用発明として検討する。(ア)対比 a]は間違いです。

(2)

39頁

審決[イ 引用発明1を主引用発明として検討する(ア)対比 b c](審決15頁28行目～16頁5行目)について。

上記[イ 引用発明1を主引用発明として検討する。(ア)対比 a]が間違いであったので、[a]の結論である[b]もまた、間違いです。また、「c」は共通点ではなく、相違点に関する記述であるので、この場での論述から割愛します。

(3) 40頁

審決〔イ 引用発明1を主引用発明として検討する(イ)判断〕(審決16頁7行目～11行目)には以下の記述があります。

「～水制工として、杭を河底に直接固定することは、～引用発明1において、必要に応じて根固めブロック1を省いた上で、松杭2を川床4に固定することは、当業者が容易に想到し得たことである。」この記述は間違いです。

前述(1)のとおり、引用発明1と本願発明との間の共通点は1つしかないのであって、松杭2を川床4に固定したとしても、当業者が本願発明を容易に想到し得たとは言えません。

したがって、審決〔イ 引用発明1を主引用発明として検討する(イ)判断〕も間違いです。

(4) 40頁

審決〔イ 引用発明1を主引用発明として検討する(ウ)小活〕について。審決の記述「以上のとおり、本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、または、当業者が引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基いて容易に発明できたものである。」(審決16頁13行目～15行目)の記述も、上記(1)(2)(3)に記述しましたとおり、間違いです。

(5) 40頁

上記(争う項目第4)(1)～(4)に記述しましたとおり、審決〔第3当審の判断2理由2(29条1項3号)または理由3(同条2項)について(2)判断〕の〔イ 引用発明1を主引用発明として検討する〕は間違いです。

(争う項目第5)

審決〔第3当審の判断2理由2(29条1項3号)または理由3(同条2項)について(2)判断〕の〔ウ 引用発明2を主引用発明として検討する〕に対する
反論 40頁～44頁

(1) 40頁～43頁

〔(ア)対比 a〕(審決16頁17行目～33行目)について。

(1のA) 41頁

〔(ア)対比 a〕(審決16頁17行目～33行目)の記述を、その主張を基に3つの段落に分けて説明します。

第一の段落は、(同頁 2 1 行目～2 2 行目)の「引用発明 2 の～いることに相当する。」

第二の段落は、(同頁 2 3 行目～2 9 行目)の「引用発明 2 において、～とどめること」に相当する。」

第三の段落は、(同頁 3 0 行目～3 3 行目)の「引用発明 2 の「構造物を」機能させる方法。」で共通する。」

(1 の B)

4 1 頁～4 3 頁

(B の イ)

第一の段落は、記述のとおりで問題ありません。

(B の ロ)

第二の段落は、問題があります。この段落の前半「引用発明 2 において、～機能があることが明らかである」は問題がありませんが、この段落の後半「よって、引用発明 2 の～」から最後の「～その場にとどめること」に相当する。」は間違いです。

段落の後半の説明では、本願発明の杭と杭の間隔の問題と、その場にとどめる石や岩の大きさに関わる問題が曖昧なままに一括して記述されています。

第一に、「拾い付き石出し」の「あいだあいだに杭を打ち込こ」んだとの説明では、本願発明で記述されている杭と杭との間隔が全く不明です。杭と杭との間隔の基準の無いままに杭を打ち込んだとしても、本願発明が実現を目指している状況が実現されるとは考えられません。

第二に、「あいだあいだに杭を打ち込こ」んだ「拾い付き石出し」の場合では、石の大きさについての記述がありません。「拾い付き石出し」に使用される石の大きさが不明であることは、その大きさについての想定がないことです。ですから、「あいだあいだに杭を打ち込こ」んだとしても、石が流下してしまったり、その場が侵食されてしまう可能性があります。

第一、第二に記述しましたように、第二の段落は間違いです。

(B の ハ)

第三の段落にも問題があります。この段落では、「拾い付き石出し」が「新たな岸辺を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる～」ことが出来るかどうか問題です。

「あいだあいだに杭を打ち込こ」んだ「拾い付き石出し」がその場に設置された石を流下させることが無くても、それらの石の大きさが、その場所の流れの強さに適合した大きさでない限り、それらの石の周囲に自然の岸辺を形成することはありません。

これらの事は、(争う項目第 4) (1) (1 の D) において記述していることと同じです。したがって、第三の段落の記述は間違いです。

(2) 43頁

[(ア) 対比 b] (審決16頁34行目～17頁9行目) について。

上述(1)に記述しましたように、[(ア) 対比 a]が間違いですから、[(ア) 対比 b]も間違いです。

(3) 43頁～44頁

[(イ) 判断] (審決17頁10行目～21行目) について。

[(イ) 判断]には以下の記述があります。(審決17頁10行目～19行目)
「そして引用文献4には、「護岸と水制が一体となって堤防を保護」することが記載され、また引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明が記載されている事から、引用発明2の拾い付き石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えることは、当業者が容易になし得たことである。」

ここでの問題は、「引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明」の箇所です。

岸边と繋がった洲が形成されたとしても、「洲」は「洲」なのであって「岸」或いは「岸边」ではありません。また、上述の「洲」が岸边と繋がるかどうかについては(争う項目第4)(1)(1のD)において説明しています。

さらに、「引用発明2の拾い付き石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えること」が可能ではない事は、前述(1)[(ア) 対比 a]で説明しています。

したがって、「～本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1または4に記載された事項に基いて、容易に発明することができたものである。」(審決17頁20行目～21行目)の記述は間違いであり、[(イ) 判断]も間違いです。

(4) (争う項目第5)の結語 44頁

以上(1)～(3)から[(2) 判断 ウ 引用発明2を主引用発明として検討する]も明らかに間違いです。

(争う項目第6)

審決[第3当審の判断2理由2(29条1項3号)または理由3(同条2項)について]の[(3) 請求人の主張について]に対する反論。44頁～55頁

(1) [ア意見書(9の1)について]に対する反論 44頁

[ア意見書(9の1)について](審決17頁25行目～18頁30行目)の記

述は、本願請求人が意見書（書証甲6）において、拒絶理由通知書（書証甲5）での請求項の書き替えは不正であると主張したことに対する反論です。

この事柄については、既に（争う項目第3）（1）～（5）において説明して反論していますので省略します。もちろん、[ア意見書（9の1）について]の主張は誤りです。

（2）[イ意見書（9の2）について]に対する反論 44頁～45頁

[イ意見書（9の2）について]（審決18頁31行目～19頁8行目）の記述は、極めて奇妙な論理展開です。本願発明が「根固めブロック」或いはそれに類似した構造物を備えていない事を限定する記載がないことを理由にして、「根固めブロック」を備えることを含んでいるとの主張は明らかな間違いです。

既に（争う項目第4）（1）（1のB）に記述しましたように、本願発明に「根固めブロック」を設置すれば、杭と杭の間隔を設定する自由度が失われてしまいます。また、本願発明が「杭」のみで設置できるものを、わざわざ手間と費用をかけて「根固めブロック」を設置する必要はありません。

したがって、審決 [イ意見書（9の2）について] の主張は間違いです。

（3）[ウ意見書（9の3）について]に対する反論 45頁～46頁

審決 [ウ意見書（9の3）について]（審決19頁9行目～最終行）は、拒絶理由通知書（書証甲5）に対する、意見書（書証甲6）の反論について、再度反論したものです。この再度の反論には二つの論点があります。

第一。審決は、本願発明の請求項の記述が不明確である事を理由にして、新たに書き替えた請求項をもって新規性と進歩性を判断したのは誤りではない、と主張しています。

この問題については、既に、（争う項目第3）（1）～（5）で反論していますので、そちらをご参照ください。

第二。本願請求項の「単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより」の記述について、審決の上記「（2）イ（ア）a及びb」で検討したとおり、引用発明1と相違していないと主張しています。

この主張による審決「（2）イ（ア）a及びb」については、既に（争う項目第4）（1）（2）においてその主張が誤りであることを明確に指摘しています。

また、審決「（2）イ（ア）a及びb」において、本願発明と引用発明1とにおいてその他の相違点がないことを記載したと主張していますが、この主張も（争う項目第4）（1）（2）に記述したとおり間違いです。

したがって、審決 [ウ意見書（9の3）について] の主張は間違いです。

(4) [エ意見書(10の1)について] に対する反論 46頁

審決 [エ意見書(10の1)について] (審決20頁1行目～9行目) の記述については、既に(争う項目第1)(争う項目第3)(争う項目第5)(1)(2)において詳細に記述していますので、そちらをご参照ください。

審決 [エ意見書(10の1)について] の主張は間違いです。

(5) [オ意見書(10の2)について] に対する反論 46頁

審決 [オ意見書(10の2)について] (審決20頁10行目～19行目) の記述も、上述(4)と同様の主張であり間違いです。

杭の設置の仕方の問題については、(争う項目第1)(争う項目第3)(争う項目第4)(争う項目第5)の何れにおいても言及していますので、ご参照下さい。

(6) [カ意見書(10の3)について] に対する反論 46頁

審決 [カ意見書(10の3)について] (審決20頁20行目～21頁5行目) の記述については、既に(争う項目第5)(1)～(4)によって反論しています。その反論では、引用文献4によって引用発明の「拾い付き石出し」を適用したとしても、本願発明と同じ状況にはならない事を説明しています。

もちろん、審決 [カ意見書(10の3)について] の主張は間違いです。

(7) [キ意見書(10の4)について] に対する反論 47頁～51頁

審決 [キ意見書(10の4)について] (審決21頁6行目～16行目) に対する反論です。

(7のA) 47頁

審決(21頁7行目～16行目) の記述を引用して記載しています。

(7のB) 47頁

上述引用文中で触れている、本願請求人の特許法に関する説明は、間違いであり正確性を欠いたものであった事を記述しています。

(7のC) 47頁～48頁

上述(7のA)の引用文中「～上記当審拒絶理由の記載は、引用発明2に対し、引用文献4の記載事項を適用するか、または引用文献1の記載事項を適用することを意味しているから、請求人が主張するような同時に組み合わせるものではない。」との記述は、事実と照らし合わせて間違いであると言わざるを得ません。

この項目、審決 [キ意見書(10の4)について] は、拒絶理由通知書(書証甲5) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] に対して、本願請求人が

意見書（書証甲6）（10の4）で記述した反論に対する反論です。

（7のD）

48頁～50頁

上述（7のC）の事実とその経緯を明らかにするために、元々の拒絶理由通知書（書証甲5）の記載を引用してみます。（同書11頁11行目～21行目）

「イ 判断 上記相違点について検討する。

引用発明2は、流水の作用によって堤防が削りくずされるのを防ぐものであるから、河岸には堤防が設けられているものである。そして、堤防には護岸を施すのが一般的である。

そして、引用文献4には、「護岸と水制が一体となって堤防を保護」することが記載され、また引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明が記載されていることから、引用発明2の石出しを、護岸と一体となって堤防を保護するものに替えることは、当業者が容易に成し得たことである。

したがって、本願発明は、当業者が引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基いて、容易に発明することができたものである。」

（Dのイ）

上述の引用文をその意味するところから、前段、中段の前半、中段の後半、後段の4つに分けてみます。

前段は、「引用発明2は、～一般的である。」まで。

中段の前半は、「そして引用文献4には～発明が記載されていることから、」まで。

中段の後半は、「また、引用文献1にも～当業者が容易になし得ることである。」まで。

後段は、「したがって、～容易に発明をすることができたものである。」まで、とします。

（Dのロ）

前段は、引用発明2の内容を説明するもので、河岸には堤防が設けられていることが普通で、堤防には護岸工事を施すのが一般的であることも指摘しています。

（Dのハ）

中段の前半は、引用文献4と引用文献1の、それぞれの内容を説明するもので、引用文献4が「護岸と水制が一体となって堤防を保護」することを、引用文献1が「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」ことを指摘しています。

（Dのニ）

中段後半の記述は、上述それぞれの発明あるいは技術を組み合わせる事を説明しています。

「引用発明2の石だしを」は引用文献2を示す記述です。続く「護岸と一体になって堤防を保護」するものに替えることは、引用文献4の内容を示す記述です。

そして、引用文献2と引用文献4を組み合わせる説明の前にある「また引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明が記載されていることから、」の文言は、引用文献2と引用文献4を組み合わせる前提として、引用文献1の説明がそのまま流用されています。

分かり難いのですが、試みに、引用文献1の記述「また、引用文献1にも～発明が記載されていることから」の記載箇所を省いて中段の前半と後半を続けて読み合わせてみると、引用文献1の内容の説明だけでなく引用発明の組み合わせからも、引用文献1の存在がなくなってしまいます。

引用発明2と引用発明4のそれぞれで同様の試みをした場合には、このような現象は生じません。

つまり、「また引用文献1にも、「護岸が施された堤と繋がった洲を形成する」発明が記載されていることから」の記述は、引用文献1の内容を説明する記述であると同時に、その他の二つの引用発明を組み合わせる前に、その組み合わせの前提として提示されているのです。

ですから、中段後半の記述では、引用発明1と引用発明2と引用文献4の独立した三つの引用発明を組み合わせていることとなります。

(Dのホ)

後段の記述は、前段、中段の前半、中段の後半の文章のまとめです。「したがって、～引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基いて、容易に発明することができたものである。」は、三つの引用発明を組み合わせていることを分からなくする意図をもった記述です。

もちろん、これは誤った主張であり、欺くことを意図した不正な記述です。

(Dのへ)

(Dのイ)～(Dのホ)で明らかになったのは、拒絶理由通知書(書証甲5) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] [イ 判断] (同11頁11行目～21行目)の記述が特許法の規定に反しているだけでなく、読む人に錯誤を生じさせる事を意図した記述であることです。つまり、それは悪意をもった全くの不正であるといえます。

(7のE)

50頁

上記、拒絶理由通知書(書証甲5) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] [イ 判断]の記述は、同書 [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する ア 対比(ア)(イ)] (同10頁16行目～11頁10行目)の結論でもありますから、[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]の全体もまた間違いである事になります。

(7のF) 50頁～51頁

論述の対象を、審決 [(3)請求人の主張について] [キ意見書 (10の4) について] (審決 21頁6行目～16行目) に戻します。

本願請求人は、意見書 (書証甲6) (10の4) において、拒絶理由通知書 (書証甲5) の [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] [イ 判断] が間違いである可能性を指摘しています。

しかしながら、「審決」においてはその過ちを認めることなく、拒絶理由通知書 (書証甲5) と同じ主張を繰り返しています。

上述した、拒絶理由通知書 (書証甲5) の記載が間違いであり、悪意をもった不正であることは上述 (7のD) に記述したとおりです。ですから、その拒絶理由通知書の内容を再び主張した審決の記述もまた、間違いであり悪意をもった不正です。

「審決」の記述は、ウソをついて人を欺くものであり、裁判の第一審と同等の価値を持つ審判において許されない不正な行為であることは言うまでもありません。このことについて、特許庁による公式な見解の表明を要望します。

(8) [ク意見書 (11の1) について] 及び [ケ意見書 (11の2) ～ (11の3) について] に対する反論 51頁～55頁

(8のA) 51頁～52頁

審決の [ク意見書 (11の1) について] 及び [ケ意見書 (11の2) ～ (11の3) について] は、意見書 (書証甲6) の (11の1) ～ (11の3) (同書 27頁32行目～31頁5行目) に対する反論です。

この意見書 (書証甲6) の記述は、拒絶理由通知書 (書証甲5) [(4) まとめ] (同書 11頁22行目～27行目) に対する反論です。

意見書 (11の1) [(4) まとめ] (同 28頁1行目～18行目) には以下の記述があります。

「上述 [(4) まとめ] には、論理的間違い箇所があります。上述「～本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明1及び引用発明2ないし3に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることができたものである。」の箇所がそれです。」

「上述の記述は、「～もしくは、～」の前段の記述と後段の記述とで、何れのどちらが正しいのか明確に判断できていないことをものがたっています。したがって、上述 [(4) まとめ] の主張は、「審決」として真摯さを欠いた不適切な論理による、誤った主張であると判断せざるを得ません。」

つまり、意見書 (11の1) [(4) まとめ] への反論 (その1) (B) では、拒

絶理由通知書（書証甲5）〔(4) まとめ〕の論理的間違いを指摘しています。

(8のB)

52頁

上述の主張に対して、審決〔ク 意見書（11の1）について（ア）〕（同書21頁17行目～20行目）で以下のように記述しています。

「（ア）請求人は当審拒絶理由の〔(4) まとめ〕の記載が誤りである、と主張するが、上記（3）で検討したとおりであるから、当該記載に誤りはない。」

ところが、上述の（3）が何を意味するのか全く不明です。

したがって、審決〔ク 意見書（11の1）について（ア）〕の記述は意味をもったものではありません。

(8のC)

52頁～53頁

審決〔ク 意見書（11の1）について（イ）〕の（同書21頁17行目～20行目）の中には、「～しかしながら、上記記載は、まず、新規性の拒絶理由の判断し、請求人の主張に対応して、さらに容易想到性の拒絶理由も予備的に判断したものである。～」との記述があります。

本願請求人は、この記述に疑問をもっています。この記述を前述（8のA）での引用文に当てはめてみると、「もしくは」の前段の理由が間違えているなら後段の理由があるよ、と言う意味になります。

このような記述や発言は、日常生活では珍しい発言では無く、取り立てて問題とすることは少ないでしょう。しかし、厳正な判断が求められる場合においてはあり得ない事です。

たとえば、刑事裁判の法廷において「証拠Aもしくは証拠Bによって犯罪行為が明確である」と発言されることは考えられません。裁判の場合と同様に、厳正な判断が求められる審判においても、同様であると考えられます。

(8のD)

53頁～54頁

特許法第29条では、特許の判断における新規性の問題と容易想到性の問題を、明確にそれぞれ別の項目に分けて記載しています。また、特許法の解説書の記載では、第29条のそれぞれ別の項目に明記された事柄のいずれかの一つにでも該当するならば、その発明は特許とされないことが説明されています。

もちろん、審決（21頁29行目～30行目）「拒絶理由は1つに絞らなければいけない理由はなく、可能な限り全ての拒絶理由を通知すべきものであるから」の記述のとおり、新規性の問題と容易想到性の問題の両方を記述することに全く問題はありませぬ。

しかし、両者を「もしくは」の接続語によって続けて記述するのは間違いではないでしょうか。拒絶理由通知書の「もしくは」の記述は、その前段の記述と後

段の記述とでは、どちらが正しいのかを明確に判断出来ていない事をものがたっているのです。

(8のE)

54頁～55頁

特許法の解説をしている文書には次のような記述もありました。出願人の意見書により、請求項の発明が特許法第29条第1項の規定により特許をうけることができないものであるとの審査官の心証を真偽不明になる程度まで否定できた場合には、拒絶理由は解消する。第2項についても同様の記述がありました。

この考え方を考慮するならば、特許法第1項及び第2項の判断においては、審査官の心証が確信でない限りそれを拒絶理由とすることができないと言う事ではないでしょうか。

前述の拒絶理由通知書の記述から判断すれば、審査官は特許法第29条の各項の判断を確信できていなかった事は明らかです。そして、審決においても、拒絶理由通知書の主張を誤りが無いものとしてその主張を繰返しています。

したがって、審決[ク 意見書(11の1)について(イ)]の主張も誤りです。

(9)

55頁

上述しました、[ク意見書(11の1)について]及び[ケ意見書(11の2)～(11の3)について]に対する本願請求人の主張は、素人考えによる法律の解釈ですから、この判断については、知的高等裁判所の判断を待ちます。

(争う項目番外編)

審決の記述中に「自然現象と称する」との記載があることについて

55頁～60頁

(1)

55頁～56頁

審決の文中(3)請求人の主張[ア意見書(8の2)について][イ意見書(8の3)について][エ意見書(8の5)について]のいずれにも、「～自然現象と称するもの～」との文言があります。

これらの記述を読んで、本願請求人は大変驚き、同時に強い憤りを覚えました。これらの文言がある記述は、いずれも、本願請求人が提出した意見書(書証甲6)の記述内容を批判するものです。本願請求人の意見書(書証甲6)の記述は、河川上流中流の土砂流下における自然現象からその規則性を見出して説明したものです。

(2)

56頁

上述文中の「～称する～」と言う文言は、その前段の記述が偽りであると言う意味を持つものです。したがって、審決文中のそれらの文言は、本願請求人が意見書で記述した「自然現象」はウソであると主張しているのです。

「～称する～」と言う文言は、上記三か所以外には審決中に記載のない表現であり、上記いずれの場合でも、「～称する～」の記述が無くても、その意味するところは何の問題もなく理解できるものです。

何故ゆえに、本願請求書の意見書（書証甲6）に記述した、それぞれの自然現象とその規則性をウソであると言うのでしょうか。何を証拠にそのように主張するのでしょうか。

念のため、「称する」の意味を辞書で調べ、（書証甲10）（書証甲11）としました。

(3)

57頁～58頁

仮に、本願請求人の説明した自然現象が、自然現象ではなくウソであるとしたら、それだけで本願発明は特許にはなりません。特許法は、その規定の中で特許の内容が自然現象に基づいている事を要求しています。自然現象に基づかない発明は、最初から特許と認められることはないのです。

本願請求人は、この度の「審決」に至る前の何回かの「意見書」において、河川上流と中流の土砂流下の規則性を丁寧に説明しています。それは、それらの説明が今までに誰も説明することが無かった新しい考え方であったからです。新しい考え方であったので、それを理解して頂くために何度も繰り返して説明しました。

しかし、それらの機会において、ただの一度もそれらが自然現象ではないとの指摘を受けたことはありません。

それなのに、何故「審決」では唐突に、本願請求人の説明した現象が自然現象ではないと判断されたのでしょうか。本願請求人の説明した現象が自然現象で無いとしたら、それだけで本願発明は特許を認められなくなるのです。

(4)

58頁

本願請求人の記述した河川上流中流の土砂流下に関わる自然現象をウソであると記述しているのにも拘らず、「審決」ではその理由を全く説明していません。

科学分野において現在常識とされている考え方の多くは、その最初は新しい考え方でした。新しい考え方は、旧来の考え方を覆すことによって多くの人々に認められるようになったのです。その過程においては多くの論争や検証が費やされて来たのが普通です。

これら科学の発展の過程は多くの人が承知していることです。ましてや、科学

技術の発展に大きく寄与している特許庁の審査官が科学発展の歴史を知らないとは考えられません。

ですから、「審決」において本願請求人の説明する自然現象の新たな考え方をウソであると主張していながら、その理由の説明の無いのは全く不可解な出来事です。これでは、特許庁の審判官は科学技術の発展に寄与するどころか、その発展を妨げていると非難されかねません。

(5) 58頁～59頁

「～自然現象と称するもの～」との記述は、たまたま筆が滑ったとの言い訳がなされるかもしれません。でも、普通の人には通用するかもしれないその言い訳も、特許庁の審査官や審判官には通用しません。

特許庁の審査官は、物事の定義や語彙の意味について極めて厳密に考えているのが普通です。本願請求人は、それらの事を、審査官の皆様と幾度も書類をやり取りした過程で、よくよく思い知らされました。

つまり、三か所もあるその記述が、たまたま筆が滑った結果であると考えるのは全く不自然な考え方です。

(6) 59頁

上述(1)～(5)から明らかなように、審判官が「～自然現象と称するもの～」と、三度もその記述を繰り返したのは、何らかの不当な偏見をもって、或いは悪意を持って意図的な誹謗中傷を行ったものであると考えざるを得ません。

(7) 59頁～60頁

特許庁の「審決」は裁判における第一審、地方裁判所の判決と同じ権威をもっています。つまり、本願発明を成立させる基となった新たな考え方は、権威ある組織によって公にウソであることになってしまいました。

「審決」においてその証拠も示すことなく、本願請求人の新たな考え方をウソであるとした記述は、新たな学説を故なく抹殺する企てであると言わざるを得ません。

これでは、本願請求人の長年に亘る河川上流中流の土砂流下の研究は、一挙にしてその信用を失ってしまいます。このことは、河川上流中流の工事方法を、自然を取り戻す効率的な方法へと改良することを妨げる事でもあります。

特許を出願し審査請求を行った者に対して、特許庁の審判官が、ウソつきであると公式文書に記載したことが今までにあったでしょうか。今回の出来事はおそらく前代未聞の出来事であろうと考えています。

審判官の行為が、公正公平であるべき審判官の規範を大きく逸脱したものであることは間違いありません。当然、このような悪意に満ちた審判官の判断は、公

平な判断であったとは言えないでしょう。

本願請求人は、審判官らの非を糾弾すると共に、その記述の過ち及びその企みを強く非難します。

本願請求人は、特許庁による「審決」と同等の権威を持つ特許庁の公的文書によって、その過ち及びその企みを認め、それを訂正し謝罪することを強く要求します。

(8) 60頁

上述の状況は、「審決」の文中において思いがけなく新たに発生した問題です。「～自然現象と称するもの～」の表現自体は、本願発明を特許としない理由とはされていませんから、本願発明を特許とすべきかどうかの判断に直接関わるものではありません。

この問題は、本願発明が特許と認められても認められなくても、本願請求人とその学説に対する特許庁による名誉棄損事件であると言えます。

これらの事実は、「審決」の記述内容が、公正さを欠いた全くの不正によるものであることの証左の一つであると考えています。

(争う項目第7) [第4むすび] に対する反論及び、本願請求人のむすび
60頁～62頁

(1) 61頁

拒絶理由通知書(書証甲5)の[(4)まとめ]の記述は、審決[第2当審拒絶理由[理由2または理由3]]の記述内容と同じです。そして、審決[第4むすび]の記載内容は、同審決[第2当審拒絶理由[理由2または理由3]]の記述内容に特許法の条文の説明を加えたものです。

したがって、審決の[第4むすび]の記載は、(争う項目第6)(8)で批判したとおり間違いです。

(2) 61頁

[第4むすび]の「本願発明は、引用文献1に記載された発明であるか」の記述については、(争う項目第1)(争う項目第2)(争う項目第3)において、その間違い及びその不正を指摘しています。

[第4むすび]の「当業者が引用発明1及び引用文献2ないし3に記載された公知または周知の技術に基いて、～容易に発明をすることができたものであるから」の記述については、(争う項目第3)(争う項目第4)(争う項目第6)におい

て、その間違い及びその不正を指摘しています。

[第4むすび]の、「当業者が、～引用発明2及び引用文献1又は4に記載された事項に基いて容易に発明をすることができたものであるから」の記述については、(争う項目第3)(争う項目第5)(争う項目第6)において、その間違い及びその不正を指摘しています。

また、[第4むすび]に記載の記述形式については、その法的是に関わる疑問を(争う項目第6)において指摘しています。

これら(争う項目第1)(争う項目第2)(争う項目第3)(争う項目第4)(争う項目第5)(争う項目第6)の記述から、審決[第4むすび]に記載された内容が間違いであることは明かです。

(3) 61頁～62頁

したがって、本願請求人は、特許庁が不服2015-4889号事件について平成28年9月30日にした審決の取り消しを求めます。

また、特許庁が平成28年3月29日に送付された「拒絶理由通知書」(書証甲5)並びに、平成28年9月30日にした「審決」が不正による誤った判断であったことの認定を求めます。

(4) 62頁

本願請求人は、今後の特許庁の特許審査や特許審判において、本願発明に対して行われたと同様の不正が再び発生することを恐れています。ですから、本願請求人は、この裁判において、特許庁の不正の事実を項目ごとに逐一に正し、明らかにすることを要望します。

仮に、それらが成されなければ、特許庁が再び同じ過ちを繰り返す可能性が生じるだけでなく、知的財産高等裁判所はその存在意義を失い、日本国の特許制度及び司法制度自体への信頼を失うことになるのだと思います。

知的財産高等裁判所の賢明で適切な判断を切に期待致します。